通所介護

介護給付費算定に係る体制等に関する届出確認表

【令和６年(2024 年)４月１日改定分】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 | 事業所名称 |
|  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書類作成者名　　　　：

連絡先電話番号　　 ：

加算・減算について

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項 目 添 付 書 類

チェック欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認項目　　　　　　　　　●　添付が必要な書類です

|  |
| --- |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
|[ ]  ●　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
|[ ]  高齢者虐待防止措置実施の有無　【新設】＊令和６年４月中の適用はありませんが、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、４月１日から以下の基準を満たせるように整備してください。（虐待の防止）【準用】＊国の基準（参考）第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |
|[ ]  業務継続計画策定の有無【新設】＊令和６年４月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。なお、経過措置として、令和７年３月31 日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ　、速やかに作成してください。 |
|[ ]  入浴介助加算【要件変更】●　入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料（研修計画表など）●　平面図・浴室の写真（新たに算定する場合のみ必要、算定区分を変更する場合は不要）　　（令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）より抜粋）問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。（答）・具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。　　 |
|[ ]  個別機能訓練加算【要件変更】●　勤務体制･勤務形態一覧表（算定開始月から４週間分・機能訓練指導員分で作成）●　資格者証の写し（機能訓練指導員） |
|[ ]  認知症加算【要件変更】●　認知症加算に係る届出書（別紙 23）●　利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙 23-2）＊認知症ケアに関する事例の検討や技術指導に係る会議を定期的に開催すること。 |
|[ ]  ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無【要件変更】●　（令和6年4月でLIFEの登録を申請する場合のみ）LIFEの登録が分かるもの（例：事業所番号が記載されたLIFEの画面コピー　等）＊「ＬＩＦＥへの登録」を「あり」として届出してください。 |
|[ ]  一体的サービス提供加算【要件変更】添付書類なし　＊栄養改善体制、口腔機能向上加算をいずれも実施した場合に算定可能です。 |
|[ ]  科学的介護推進体制加算【要件変更】●　（令和6年4月でLIFEの登録を申請する場合のみ）LIFEの登録が分かるもの（例：事業所番号が記載されたLIFEの画面コピー　等）＊「ＬＩＦＥへの登録」を「あり」として届出してください。＊改定された「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 |

　※改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。